

たがわフィルムコミッション撮影施設等提供者登録募集要項

たがわフィルムコミッション（以下「たがわF C」という。）では、たがわ地域で映画、テレビ、CMなどの撮影が行われる際に、撮影に必要な物件、所有地等を提供していただける方を募集しています。映画やテレビ番組のワンシーンに使用して欲しいという方は、以下の事項をよくお読みいただき、同意していただける場合はぜひ御登録ください。

1 登録条件

- (1) 田川市郡内に所在する施設に限ります。
- (2) 該当する物件の所有者の方、または所有者の了承を得た方に限ります。
- (3) 電話（固定・携帯）、F A X又は電子メールのいずれかにより連絡のとれる方
- (4) 用途は特に問いません。

例としては

個人宅、アパート、マンション、病院、店舗、駐車場、私道、空き地（広場）、山林、キャンプ場、牧場、庭園、田畑、農場、果樹園、銀行、工場、倉庫、美術館、ギャラリー、ホテル等の宿泊施設、自動車教習所、スポーツ施設(ゴルフ場、テニスコート等)、教会、神社、お寺、葬儀場、カラオケスナック 等

2 登録方法

- (1) 登録申込書に必要事項を記載の上、事務局へ提出（郵送、F A X又は持参）するか、たがわF Cのウェブサイト上の登録フォームから必要事項を記入の上送信してください。
- (2) 登録いただいた個人情報、たがわF Cが支援するドラマや映画等の映像制作に施設を使用させていただく際に使用するものであり、他の目的に使用することはありません。
- (3) 本手続は「登録」であり、施設を使用することを約束するものではありません。

3 登録後の協力依頼の連絡等

- (1) たがわF Cが映像制作会社（以下「制作者」という。）から施設使用の依頼を受けた場合、登録していただいた方にたがわF Cから協力要請の御連絡をいたします。

- (2) 施設の使用料等の費用については制作者と直接交渉願います。たがわF Cは一切の費用を支払いません。
- (3) 制作者から提示された条件や撮影内容等によっては、お断りしていただいて構いません。
- (4) 制作者との連絡、調整はたがわF Cが対応し、下見や撮影の際も立ち会います。

4 注意事項

- (1) 撮影中の事故及び業務に支障があった場合等の損害又は損失について、たがわF Cは責任を負いません。
- (2) 撮影スケジュールは事前に打ち合わせいたしますが、急きょ変更になる場合や長時間にわたり施設を利用する場合があります。
- (3) 協力いただいたロケ地での撮影が必ずしも放映されるとは限りません。
- (4) 施設提供を通じて知り得た撮影場所や出演俳優に関しては、撮影前・撮影中に関わらず、SNSやブログ等により情報を発信しないでください。撮影が中止になることがあります。また、出演俳優を許可無くカメラや携帯電話等で撮影することもできません。
- (5) たがわF Cからのメールは「mailmg@tagawa-fc.com」で届きます。このアドレスからのメールを受信できるように設定をお願いします。
- (6) 登録を解除する場合や、連絡先等の登録事項に変更が生じた場合は、たがわF C事務局宛てにお知らせください。(極力、たがわF Cのウェブサイト上のお問合せフォームより御連絡ください。)
- (7) たがわ地域をロケ地とした撮影の有無及びそれに関する情報等についてのお問合せには、特に制作者から許可が出ている場合を除きお答えできません。
- (8) 施設使用をお願いした場合であっても、お願いした場面以外の情報(ロケスケジュール、キャストを含む撮影スタッフに関する情報など)についてのお問合せにはお答えできません。